（遺留分に関する民法の特例に関する経過措置）

第五条　第三条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下この条において「旧経営承継円滑化法」という。）第四条第一項の規定による合意（同項第一号の後継者が特定受贈者からの遺贈又は贈与により取得した特例中小企業者の株式等に係るものに限る。）、旧経営承継円滑化法第五条の規定による合意（同条の後継者が特定受贈者からの遺贈又は贈与により取得した財産に係るものに限る。）及び旧経営承継円滑化法第六条第二項の規定による合意（同項の後継者以外の推定相続人が特定受贈者からの遺贈又は贈与により取得した財産に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十一号中「第五十四条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改める。

附則第十一条第十六項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に、「第二条第十二項第七号」を「第二条第十二項第七号」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第十条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第九号中「第四十条」を「第四十六条」に改め、同項第十四号中「第五十二条第一項各号」を「第七十条第一項各号」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「第二条第七項」を「第二条第九項」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第五項の表第八条第一項の項中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表第八条第二項第五号の項中「第八条第二項第五号」を「第十四条第二項第五号」に改め、同表第八条第三項の項中「第八条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同表第八条第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同表第九条第一項の項中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表第九条第二項の項中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同表第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項第一号及び第二号の項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「並びに第十九条第一項第一号及び第二号」を「及び第二十五条第一項各号」に改め、同表第二十条第一項第一号の項中「第二十条第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同表第五十七条第一項の項中「第五十七条第一項」を「第七十五条第二項」に改め、同表第五十八条第一項の項中「第五十八条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同表第五十八条第五項の項中「第五十八条第五項」を「第七十六条第八項」に改め、同表第五十九条第一項の項中「第五十九条第一項」を「第七十七条第二項」に改め、同表第六十条第二項の項中「第六十条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同表第六十四条第一項の項上欄中「第六十四条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同項中欄中「第五十九条」を「第七十七条」に改め、同項下欄中「第五十九条第一項」を「第七十七条第二項」に、「第二項」を「第四項」に改める。

（家事事件手続法の一部改正）

第十二条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百四十三条第一項中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第三条第二項の旧代表者の住所地」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める地」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第四条第一項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合　同法第三条第二項の旧代表者の住所地

二　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合　同法第三条第四項の旧個人事業者の住所地

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十二号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十六年六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　**吉川**　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三